「鹿児島県立鴨池陸上競技場」ネーミングライツパートナー募集要項

１　募集目的

鹿児島県では、県有施設を有効に活用し、新たな歳入の確保と施設のサービスの維持・向上を図ることを目的として、県有施設の命名権者（以下、「ネーミングライツパートナー」という。）を以下のとおり募集します。

２　募集の内容

⑴　命名権（以下「ネーミングライツ」という。）の対象施設

ア　施 設 名 称：鹿児島県立鴨池陸上競技場
イ　所　　在　　地：鹿児島市与次郎二丁目２番２号
ウ　完 成 年 月：昭和 45 年 10 月
エ　面　　積：31,268 ㎡（建物面積 16,716.91 ㎡）
オ　対 象 エ リ ア：別図のとおり
カ　施設利用者数：約 234,000 人（令和 7 年度実績）
キ　対象施設のホームページ：
http://www.pref.kagoshima.jp/bc10/kikan/taiku/shisetsu/sisetu-rikujokyogijo.html

⑵　命名条件

ア　鹿児島県立鴨池陸上競技場は、これまで、鹿児島国体（特別国体）やインターハイ等の主会場として使用されるなど、県民の誇りとなるスポーツ拠点施設となっていますので、県民が親しみやすい愛称を提案してください。
イ　利用者の混乱を避けるため、愛称の使用期間内の変更はできないものとします。また、条例上の施設名称は変更しません。

⑶　愛称の使用期間

令和９年４月から、原則３年以上とします。
※　愛称の使用期間の更新を希望する場合、優先交渉権を有します。

⑷　ネーミングライツ料

ア　ネーミングライツ料の希望価格は、１年間当たり１，０００万円程度とします。
イ　申込書へのネーミングライツ料の記載は、年額としてください。
ウ　ネーミングライツ料が希望額を下回る場合も申込書の提出は可能です。
提案のあった愛称の使用期間やネーミングライツ料をはじめとする各選定基準に沿って総合的に判断し、優先交渉者を選定します。
エ　ネーミングライツ料の支払時期及び方法については、別途協議することとし、契約保証金については免除します。

⑸　名称表示の変更・新設及び費用負担

名称変更に伴い発生する費用の負担については、原則として次のとおりとします。

なお、ネーミングライツパートナーの費用負担はネーミングライツ料とは別に負担していただきます。

区　　分	県	ﾈｰﾐﾝｸﾞﾗｲﾂﾊﾟｰﾄﾅｰ
敷地内外の看板・掲示板表示の変更（施設看板や道路標識等）※１		○
敷地内の看板表示の新設（施設看板）※２		○
愛称の使用期間終了後の原状回復		○
パンフレット、封筒等の県の印刷物や県ホームページの表示の変更	○	

※１　敷地内外、道路標識等の表示変更は、関係機関と協議の上、変更可能な表示について行ってください。

※２　新設する看板については、設置の可否を含めて協議してください。なお、設置する看板の安全性の検討も行ってください。

※１、※２共通　実際に使用希望の愛称のデザイン等が決まっている場合、具体的に提案してください。

⑹　鹿児島県立鴨池陸上競技場及び鴨池公園敷地内に設置しようとする看板・掲示板等の設置工事（表示の変更）については、指定管理者・県と協議の上、日程を調整することとします。

なお、令和９年４月１日以降となる場合もあります。

３　応募資格

次の要件のいずれも満たす者であること。

⑴　法人であること

⑵　鹿児島県内に本社や事業所を有するなど本県との関わりが深い法人であること

⑶　法令に違反するもの又は条例、規則に違反する業種を営む事業者でない者

⑷　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業及びこれに類似する業種を営む事業者でない者

⑸　貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する業種を営む事業者でない者

⑹　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号)第167条の４の規定に該当しない者

⑺　鹿児島県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る指名競争入札において、指名停止の措置を受けていない者

⑻　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者

また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全でない者

⑼　県税、法人税、消費税を滞納していない者

⑽　法人の代表者等(非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者)が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わっていない者又はその執行猶予期間が終わっていない者がいないこと

⑾　次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　役員等が、暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる団体等

ウ　暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している団体等

エ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している団体等

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している団体等

カ　役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等

キ　役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体等

ク　アからキまでに定める者の依頼を受けて申請をしようとする団体等

なお、上記イ、エ～キ中の「役員等」とは、次に掲げる者をいう。

役員（非常勤の者を含む。）、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者

⑿　法人の代表者等（非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者）が、法令等に違反する行為を行っていないこと

⒀　法人に政治性、宗教性などがなく県のネーミングライツパートナーとして適当であると判断されるもの

４　募集方法等

⑴　募集期限

申込書は、令和８年 12 月 25 日（金）正午まで受け付けています。

なお、申込書を受理した提案は受付順を問わず同等に扱い、公平かつ公正に審査します。

⑵　提出書類

以下の書類を郵送か持参により提出してください。

（電子メール、ＦＡＸでの提出はできません。）

なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

ア　鹿児島県立鴨池陸上競技場ネーミングライツパートナー申込書（様式１）

（広告代理店等が申し込みをする場合、上記アに加えて、以下の書類を提出してください。
（ア）　提案するネーミングライツパートナーの同意書（様式 1-1））

イ　鹿児島県立鴨池陸上競技場ネーミングライツパートナーの概要（様式２）

ウ　ネーミングライツパートナーの定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

エ　ネーミングライツパートナーの申込の日の属する事業年度の前３事業年度における貸借対照表、収支決算書その他法人の財務状況を明らかにする書類及び事業報告書その他法人の業務内容を明らかにする書類

オ　ネーミングライツパートナーの登記事項証明書（商業登記簿謄本）

カ　ネーミングライツパートナーの納税証明書

（ア）　法人税、消費税について未納がないことの証明書

（イ）　鹿児島県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書

キ　誓約書（様式３）

ク　地域貢献の活動実績を示す書類（任意様式）

ケ　看板設置図等（看板を新設する場合）（任意様式）

⑶　提出部数

正本１部及び副本５部

⑷　提出先

鹿児島県総合体育センター総務課　担当：寶地、曽田

⑸　その他

ア　申込に要する経費等はすべて応募者の負担とします。

イ　提出した書類はお返しできません。

ウ　提出された書類は、必要に応じて複写します。（使用は県庁内及び選定委員会での検討に限ります。）

エ　提出された書類は、情報公開条例の規定に基づき開示することがあります。ただし、個人情報及び法人の正当な利益を害する情報は非公開とします。

オ　広告代理店を通じての申込も可能です。広告代理店には、仲介手数料をお支払いします。（広告代理店が申請を行う場合、必要な書類を追加で提出していただきます。）

５　選定方法等

⑴　選定委員会の設置

選定委員会を設置し、各委員が次の選定基準に沿って総合的に判断し、優先交渉者を選定します。

なお、応募者が 1 者のみであった場合も、選定委員会において県のネーミングライツパートナーとしてふさわしいかどうか審査します。

選定項目	配点	審査項目	選定基準
応 募 者	20 点	ネーミングライツパートナーとしてふさわしいか	経営の安定性
			事業内容
			地域活動への理解・貢献
			将来性
		県民に受け入れられるか	県民への知名度
			県民の親しみ
愛　　称	20 点	県民に受け入れられるか	親しみやすさ
		浸透しやすいか	呼びやすさ
契約条件	60 点	県の希望との比較	命名権料等
			愛称の使用期間
合　　計	100 点		

⑵　ネーミングライツパートナーの決定、公表

県は、優先交渉者との調整を経てネーミングライツパートナーを決定し、ネーミングライツパートナー名、施設の新名称（愛称）、命名権料等を公表します。

選定結果については、応募者に文書で通知します。

６　協定の締結

ネーミングライツパートナーの決定後、詳細を取り決め、ネーミングライツに関する協定を締結し、遅滞なく契約書を取り交わすものとします。

また、広告代理店を通じた応募の場合、県と広告代理店の間でネーミングライツパートナー仲介業務に係る契約を締結します。

なお、協定を締結したネーミングライツパートナーは、次回の協定について優先的に交渉することができます。その際、応募時の提出書類に準じた資料の提出を求めることがあります。

７　留意事項

⑴　決定取り消し等

ネーミングライツパートナーの決定後に、ネーミングライツパートナーが「３　応募資格」に掲げる要件を欠くことになったとき、又は社会的信用を著しく損なうなどネーミングライツパートナーとしてふさわしくないと認められるときは、ネーミングライツパートナーの決定を取り消し又は契約の解除をすることができるものとします。

⑵　指定管理者との協議

鴨池公園は指定管理者制度を導入しており、施設の管理運営を指定管理者が行っているため、新名称（愛称）決定後は、ネーミングライツ導入に関し必要な事項についてネーミングライツパートナー、指定管理者及び県との間で協議することとします。

８　導入までの流れ

⑴　提案の募集
⑵　申請書類の提出
⑶　選定委員会の開催（優先交渉者の選定）
⑷　ネーミングライツパートナー及び新名称（愛称）の決定
⑸　協定・契約の締結
⑹　施設の表示等の変更
⑺　新名称（愛称）の使用開始

（様式１）

鹿児島県立鴨池陸上競技場ネーミングライツパートナー申込書

令和８年　　月　　日

鹿児島県知事　塩田　康一　殿

所在地
名称
代表者職氏名

鹿児島県立鴨池陸上競技場ネーミングライツパートナー募集要項に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

ネーミングライツパートナー 法人名 所在地	
【代理店等を通じて申し込む場合】 代理店等 法人名 所在地 代表者職氏名	
希望愛称名	
希望愛称名の説明	
ネーミングライツ料	円／年
愛称の使用期間	年　月　日 ～　年　月　日
ネーミングライツ仲介手数料	
連絡先 法人名 所在地 担当部署・役職・氏名 電話・ＦＡＸ Ｅ－ｍａｉｌ	

※１　代理店等を通じて申し込みを行う場合は、上記「代理店等」の欄も記載してください。また、希望するネーミングライツ仲介手数料も記載してください。

２　ネーミングライツ料及びネーミングライツ仲介手数料は、消費税及び地方消費税込みの年額を記載してください。

３　募集要項の提出書類を併せて提出してください。

４　愛称は、県と協議の上決定することとします。

（様式１－１）

同　意　書

令和８年　　月　　日

鹿児島県知事　塩田　康一　殿

所在地
名称
代表者職氏名

鹿児島県立鴨池陸上競技場ネーミングライツパートナー募集について、（応募事業者名）の提出した提案内容に同意します。

（様式２）

鹿児島県立鴨池陸上競技場ネーミングライツパートナーの概要

（令和８年　　月末現在）

法　人　名	
代表者職名	
所在地等	〒 電話番号（代表）
設立年月日	年　月　日
資本金（基本財産）	円
従業員（職員数）	名
業務内容	

※会社概要等がわかるパンフレット等がありましたら、添付してください。

（様式３）

誓　　約　　書

令和８年　月　日

鹿児島県知事　塩田　康一　殿

所在地
法人名（団体名）
代表者氏名

鹿児島県立鴨池陸上競技場ネーミングライツパートナーの申し込みに際し、下記事項を誓約します。

記

１　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。

２　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

３　鹿児島県から指名停止措置を受けている者でないこと。

４　次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。
ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ　役員等が、暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年条例第22号）第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ）であると認められる団体等
ウ　暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している団体等
エ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している団体等
オ　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している団体等
カ　役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等
キ　役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体等
ク　アからキまでに定める者の依頼を受けて申請しようとする団体等

５　その他申請書類に虚偽の記載はないこと。

なお、当該宣誓に違反があった場合には、それまで事業者が費やした費用を賠償することなしに、県がネーミングライツパートナーの決定を取り消し、又は、契約の解除をすることに合意します。